

平成十五年

第四回

笠松町議会定例会開会

第四回笠松町議会定例会が十二月五日から十八日まで開かれ、次の案件が原案のとおり可決されました。

▽専決処分承認について

●平成十五年度笠松町一般会計補正予算(専決第二号)

衆議院の解散・総選挙に伴う、

衆議院議員総選挙に係る経費六百

四十三万三千円の補正

▽監査委員の選任同意について

平成十六年一月二十八日に任期満了となる川本重太郎氏を、引き続き委員に選任することになりました。

▽笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法の一部改正により、期日前投票制度が創設され、これに伴い期日前投票所の投票管理者報酬などに係る所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

医療費の高額化や社会情勢を考慮し、高額療養費資金貸付の運用原資である基金の額を五百万円に引き上げるもの。

▽岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議について

▽岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の増加等に関する協議について

▽証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

▽証明書の交付等の事務委託に関する協議について

▽岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

▽岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

▽岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

▽岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

▽岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

▽岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

「岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議について」からこの議案ま

での九議案は、構成市町村の合併に伴う規約の改正などの協議(このうち「岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について」の三件の議案中一件目は吉城郡古川町、河合村、宮川村および神岡町が平成十六年二月に合併し

飛騨市に、三件目は郡上郡八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村および和良村が平成十六年三月に合併し郡上市に、二件目およびその他六議案は本県郡本県町、真正町、糸貫町および根尾村が平成十六年二月に本県市になることによるもの)

●補正予算

●平成十五年度一般会計

給与改定に伴う人件費二千五百三十七万三千円の減額に加え、繰越金および臨時財政対策債許可額の確定に伴い一億三千七百二十一万七千円および二億四百十萬円の増額、並びにこれらの財源調整として、財政調整基金積立金二億三百五十五万八千円の増額など総額二億三千二百六十七万円を増額補正するもの。

(内訳としてこのほか、前述の条例改正に伴う町議会議員選挙費に

おける投票管理者等報酬および高額療養費資金貸付基金費の積立金の増額、国の事業変更に伴う道路橋梁費での負担金、要望に対応した長池地内の道路拡幅改良に係る経費などを増額計上)

●平成十五年老人保健特別会計

医療費の増加に伴う医療諸費の所要の補正で、これに伴う支払基金交付金、国・県支出金および繰入金の増額など総額一億五千五百八十九万八千円を増額補正するもの。

●平成十五年国民健康保険特別会計

職員給与改定に伴う減額のほか、医療費の増加に伴う一般被保険者療養給付費の増額、老人保健拠出金の確定に伴う増額に、歳入ではこれらに伴う国庫支出金、繰入金など、総額六千九百九十六万円を増額補正するもの。

●平成十五年介護保険特別会計

職員の給与改定に伴う減額のほか、介護サービス費で、居宅介護および施設介護サービス費での増減など、総額四十六万七千円を減額補正するもの。

●平成十五年下水道事業特別会計